

令和8年8月5日

那珂川市都市計画審議会

会長 包清 博之 様

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記の都市計画の案を付議します。

記

【付議事項】

- ・福岡広域都市計画地区計画の決定（那珂川市決定）について
- ・福岡広域都市計画土地地区画整理事業の変更（那珂川市決定）について

那珂川市長 武末 茂喜

